

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名(品名)	規格	単位	数量	備考
発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設	仕様書のとおり	式	1	

- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松広報館
(3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月12日
(4) 貸出期限 令和7年1月10日 17時00分まで
(5) 引取期限 令和7年3月12日 17時00分まで

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
(2) 入札日時 令和6年11月15日(金)9時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
(2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年11月13日(水)必着とする。
(4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話 (053) 472-1111 内線 7042 FAX (053) 472-7735

担当 神田

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	発動発電機及び電気配線の借上 並びに電気配線の敷設	浜基LPS-G661045	
		承認	令和6年10月16日
		作成	令和6年10月16日
		改正	
		作成部隊	第1航空団司令部監理部
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊浜松広報館で使用する発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設について規定する。</p> <p>1.2 用語及び定義 この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>1.2.1 航空自衛隊浜松広報館 航空自衛隊における一般広報のため、防衛全般、航空自衛隊及び航空機関係の器材、史料を展示する航空自衛隊浜松基地に設置された施設をいう。</p> <p>1.2.2 展示資料館 地下1階から地上3階の建物で、全天周シアターがある劇場棟と展示物を収容している展示場で構成される建物をいう。</p> <p>1.2.3 展示資料館地下1階 劇場棟側の地下1階に熱源機械室、発電機室、変電機室、空調機械室、消火ポンプ室、EV機械室及びドライエリアで構成されるフロアをいう。</p> <p>1.2.4 ドライエリア 劇場棟外側南西の地下1階から地上1階までの空間をいい、開口部をアルミパンチングメタルで覆われている部分をいう。</p> <p>1.2.5 開口部 展示資料館1階に設置する発動発電機から展示資料館地下1階変電機室人員及び器材を出し入れするための扉、シャッター及びドライエリアのアルミパンチングメタルを取外す箇所をいう。</p> <p>1.2.6 アルミパンチングメタル 浜松広報館展示資料館劇場棟側の1階部分に取り付けられた金属製の板状のものをいう。</p> <p>1.2.7 非常用発動発電機 浜松広報館展示資料館地下1階の発電機室内に設置されている発動発電機であり、ディーゼル機関で駆動され、非常時に使用されるものをいう。</p>			
1			

品名又は件名	発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設
--------	--------------------------

1.2.8 発動発電機

非常用発動発電機の撤去及び設置作業実施の間、非常用発動発電機に代わり、商用電源喪失時に非常用設備等に送電する電気機械をいう。

1.2.9 電気配線

発動発電機で発電された電気を非常用動力分電盤に送電するための電線で3相のものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

法令等

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第4号）

浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

航空自衛隊浜松広報館（付図1による。）

2.2 借上期間

令和7年1月11日から同年3月10日の間とし、細部日程は監督官との調整により決定する。

2.3 運用目的

非常用発動発電機等の更新に伴い、その代替機能を確保するため、代替の発動発電機の設置及び発動発電機から非常用動力分電盤までの電気配線の接続を行い、商用電源喪失時における非常用設備等に対して給電する。

2.4 借上対象品

借上対象品は、表1による現用の非常用発動発電機を代替でき、表2による負荷設備に対し、商用電源が断たれた際に自動的に起動して送電を開始できるものとし、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）に適合しているものとする。

表1－現用の非常用発動発電機の仕様

区分	項目	内容
非常用発動発電機	種類	三相同期発電機
	容量	156KVA（125kw）
	力率	80%
	電圧	120V／208V
	相	3相4線
	周波数	50／60HZ
	回転数	1500／1800rpm

品名又は件名		発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設		
	結線法		星形	
	冷却法		自己通風式	
	励磁装置	種類	ブラシレス交流励磁機	
		容量	434.01/260.305VA	
		回転数	1500/1800rpm	
		駆動方法	直結	
	個数	1		
非常用発動発電機	保護継電装置の種類		低電圧, 過電流, 過電圧	
	原動機との直結方法		直結	
煙突	種類		鋼管製 (200A)	
	口径		200mm	
	地表上の高さ		5.25m	
	有効高さ		7.01m	
	個数		1	
	出口のガス	速度	18.5m/S	
		温度	480°C	
ばい煙処理設備		該当設備なし		
内燃機関	種類		水冷4サイクル直接噴射式6気筒	
			ディーゼル機関	
	出力		300ps	
	回転数		1500/1800rpm	
	燃料	種類	軽油 (JIS 2号)	
		発熱量	10,200Kcal/Kg	
		硫黄分	0.5% (重量比)	
		窒素分	0	
		灰分	0	
		使用量	390/h	
	排気ガス		795.87m ³ N/h (湿り)	
			745.16m ³ N/h (乾き)	
	ばい煙量		硫黄酸化物 0.11m ³ N/h	
			窒素酸化物 0.89m ³ N/h	
ばいじん 0.05kg/h				

品名又は件名		発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設		
	ばい煙濃度	硫黄酸化物	151.71 P P m (容量比)	
		窒素酸化物	950 P P m	
		ばいじん	70 m g / m ³ N	
	常用又は非常用の別	非常用		
	調速機の種類	電気式		
	非常用調速機の種類	電気式		
	過給機	種類	排気タービン式	
		出口の圧力	1.09 k g / c m ²	
		回転数	定格73,000 r p m	
		個数	1個	
	冷却水設備の容量	冷却水ポンプ21 m ³ / h		
	空気だめ	該当設備なし		
空気圧縮機	該当設備なし			

表2-付加設備

器材名	負荷容量(kW)
1L-1盤非常照明等	7.344
2L-1盤非常照明等	0.24
3L-1盤非常照明等	0.132
1L-2盤非常照明等	3.574
2L-2盤非常照明等	2.72
3L-2盤非常照明等	2.616
B1L-1非常照明等	4.04
L-1盤非常照明等	0.32
L-3盤非常照明等	0.24
L-4盤非常照明等	0.208
蓄電池	4.8
蓄電池AC-GC入力	8.72
ELV制御盤	1.6
B1CP-1盤水中ポンプ等	18.3
1CP-1盤給水ユニット等	12.5

品名又は件名	発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設	
ECCP-1盤給気ファン等		7.45
身障者用エレベーター		22
屋内消火ポンプ		5.5
排煙ファン		11
合計（総必要負荷）		113.304（kW）

2.5 役務内容

2.5.1 一般

契約の相手方は、作業前に発動発電機の設置場所及び発動発電から非常用動力分電盤までの配線経路等の実地調査等を行い、6.1.1による監督官の承認を得た作業計画書に基づき、設置工事を行うものとする。

2.5.2 契約の相手方の作業開始前の点検

契約の相手方は、この契約に当たり損傷が生じた場合において、その責任の所在を明確にする事を目的とし、監督官の立会の元、作業場所及び電気配線敷経路を目視により確認を行い、異状の有無を記録する。

2.5.3 発動発電機の設置場所の養生

発動発電機の荷重がかかる支柱等の下に板状のもので養生を行う。

2.5.4 アルミパンチングメタル取り外しによる電気配線経路の開口部確保

展示資料館地下1階への開口部を確保するため、次の要領（基準）でアルミパンチングメタルを取外す（付図2）。

a) アルミパンチングメタルの取外し作業開始前に、作業エリアに対し、関係者以外が進入しないように立ち入り禁止の識別表示を行う。

b) アルミパンチングメタルを取外す。

c) 電気配線敷設完了後、アルミパンチングメタルを仮付けする。

2.5.5 発動発電機の設置

契約の相手方が準備する車両等から、設置場所（付図3）にクレーン等で降ろす。

2.5.6 発動発電機から非常用動力分電盤までの電気配線敷設

発動発電機の出力端子と展示資料館地下1階電源室内の非常用動力分電の入力端子までの間を2.5.4により確保した開口部に電気配線を通して電線を敷設する（付図4）。

2.5.7 発動発電機及び電気配線に対する仮囲い等の処置

契約の相手方は、発動発電機及び電気配線の敷設完了後、一般来場者が発動発電機及び電気配線に触れることがないように発動発電機の四方を仮囲いするとともに、電気配線に配線カバー又はコードプロテクター等を被せる。

2.5.8 試運転及び取り扱い方法の説明

a) 契約の相手方は、試運転及び取り扱い方法の説明に必要な燃料を設置した発動発電機に給油して、燃料タンク内の燃料量を監督官とともに確認する。

b) 契約の相手方は、発動発電機及び電気配線の敷設完了後、試運転を行い設置した発動発電機の機能が正常に発揮されることを監督官の確認を受ける。設置した発動発電機の取り扱い方法を契約の相手方が準備する取扱説明書（様式自由）を用

いて説明を官側に対し実施する。

2.5.9 消防検査の受検

契約の相手方は、発動発電機設置後4日以内に官が浜松市消防局に提出する**消防設備等設置届出書**に基づき実施される消防検査を受検し、商用電源喪失時の発動発電機の起動状態及び発動発電機から給電される付加設備（表2）の作動状況について検査を受け、発動発電機に不具合が認められる場合、発動発電機に対する修理等の処置を行い、再度消防検査を受検する。

2.5.10 借上期間終了後の電気配線撤去

- a) 2.5.4により仮付けしたアルミパンチングメタルを取り外す。
- b) 発動発電機の出力端子と展示資料館地下1階電源室内の非常用動力分電の入力端子に接続されている電気配線を取り外す。
- c) 電気配線撤去後、アルミパンチングメタルを取り付ける。

2.5.11 発動発電機から燃料の排出

発動発電機の燃料タンク内に入っている燃料を官側が準備するドラムに排出して、発動発電機の車両等への積載ができる状態にする。

2.5.12 発動発電機及び電気配線に対する仮囲い等の撤去

契約の相手方は、2.5.7で設置した発動発電機の四方の仮囲い及び電気配線の配線カバー又はコードプロテクター等を取り外す。

2.5.13 発動発電機の撤去

- a) 発動発電機を設置場所から契約の相手方が準備する車両等に積載する。
- b) 発動発電機設置のため、荷重がかかる支柱等の下に敷設した養生処置を解除する。

3 資材及び器材

この契約において必要な資材及び器材は、契約の相手方が準備し、作業終了後、清掃及び整頓を行う。

4 発生材の処理

この契約において発生した発生材については、契約の相手方が処分する。

5 監督・検査

契約担当官の定める監督及び検査実施要領によるほか、次による。

- a) 監督官は、この仕様書に基づき、6.1による書類審査を実施する。
- b) この仕様書に基づき、契約の相手方及び検査官立ち会いのもと、設置時及び撤去時の2回に分けて検査を実施する。
- c) 検査の結果、不具合事項が見受けられた場合は、契約の相手方の負担により必要な処置を実施し、再度検査を受けなければならない。

6 その他の指示

6.1 提出書類

6.1.1 役務実施前

契約の相手方は、契約締結後、表3による書類を作成し、監督官の確認を受けた後、官側に提出する。なお、提出書類内の事項に変更が生じた場合は、再度提出することとする。

品名又は件名	発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設		
表3-提出書類			
書類名	部数	提出時期	注記
作業計画書	1部	契約締結後、速やかに	付表1による。
工程表	1部	同	付表2による。
役務作業者名簿	1部	同	付表3による。
少量危険物等の貯蔵（取扱い）の届け出（浜松市消防条例第46条関連）	1部	発動発電機設置完了予定日の2週間前まで	浜松市消防条例による。
非常用発動発電機の仕様書	2部	同	様式任意 注 ^{o)}
非常用発動発電機の配管系統図 注 ^{a)}	2部	同	様式任意 注 ^{o)}
非常用発動発電機の機器間系統図 注 ^{a)}	2部	同	様式任意 注 ^{o)}
非常用発動発電機用防油堤の図面 注 ^{a)}	2部	同	様式任意 注 ^{o)}
消防設備等設置届出書（消防法施行規則第31条の3関連）	1部	発動発電機設置完了後、速やかに	消防法施行規則による。
当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等に関する図書 注 ^{b)}	2部	同	様式任意 注 ^{o)}
当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書 注 ^{b)}	2部	同	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件による。
少量危険物等の貯蔵（取扱い）廃止届出書（浜松市消防条例第46条関連）	1部	発動発電機撤去後、速やかに	浜松市消防条例による。
注 ^{a)} 少量危険物等の貯蔵（取扱い）の届け出に添付する書類			
注 ^{b)} 消防設備等設置届出書に添付する書類			
注 ^{o)} 必要に応じ管轄する浜松西消防署に確認すること。			

6.1.2 役務完了後

契約の相手方は、監督官の指示に従い撮影した着手前・各工程実施中・全行程完了後の写真をカラー写真にて製本（様式任意）し、速やかに、監督官に提出する。

6.2 安全管理

契約履行中において、人、官側の建物及び物品に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに契約の相手方の責において補償しなければならない。また、現地作業において不具合が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督官の指示を受ける。

6.3 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合は、監督官と調整のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

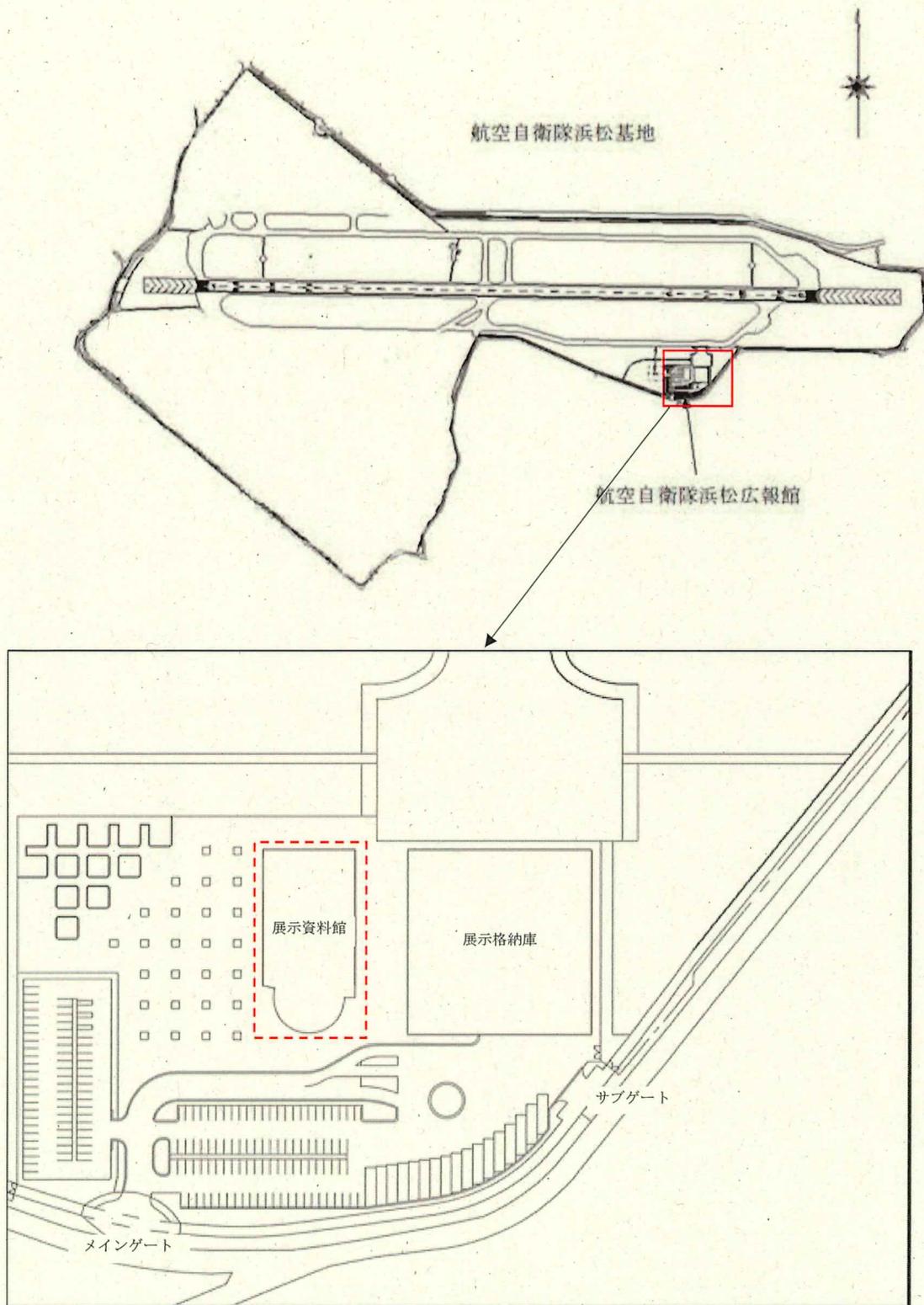
- a) 契約の相手方が搬入した器材の保管に関する事項
- b) 履行場所への立ち入り手続きに関する事項

7 その他必要な事項

契約の相手方は、基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。代表的な遵守事項は、次によるほか、細部は、監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

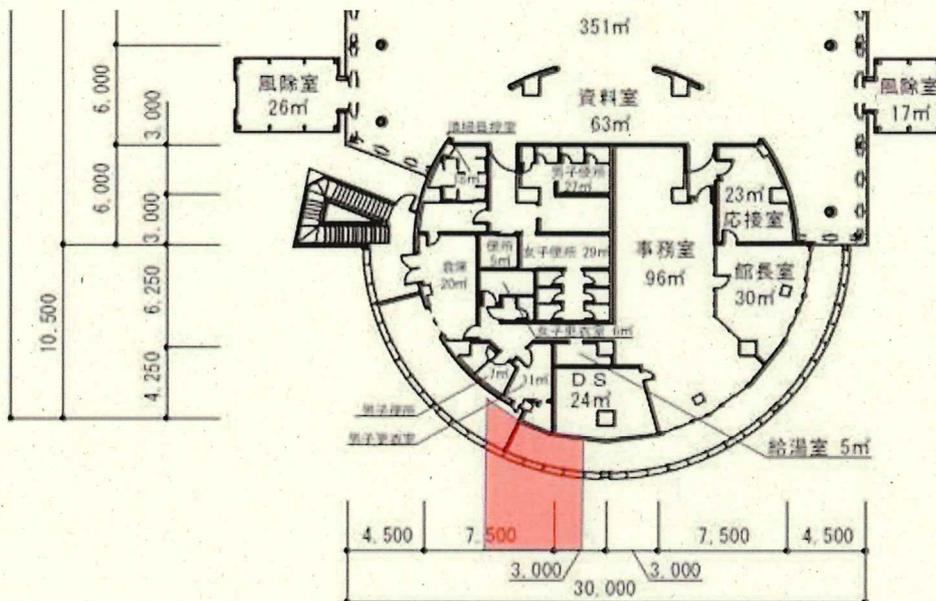
- a) 契約の相手方は、現地作業において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、監督官と調整する。
- b) 作業時間は、月曜日から土曜日の8時15分から17時00分までを基準とし、この時間外に作業の実施が必要な場合は、監督官との調整により決定する。また、作業工程上、開館日を含む複数日連続する作業日が必要な場合、監督官との調整により決定する。
- c) 契約の相手方は、この契約によって知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- d) 契約の相手方は、基地内における写真撮影については、この契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得なければならない。また、写真、フィルム及びデータについては、契約完了後、完全に消去し、保持してはならない。
- e) 契約の相手方は、この契約におけるデータを取り扱う場合は、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用することとし、契約完了後、当該データを消去し、保持してはならない。
- f) 契約の相手方は、基地及び基地の施設に立ち入る必要がある場合は、基地司令等の許可を受けるほか、細部は、監督官の指示に従うこととする。
- g) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに官側に通知し、協議するものとする。

基地及び浜松広報館の場所

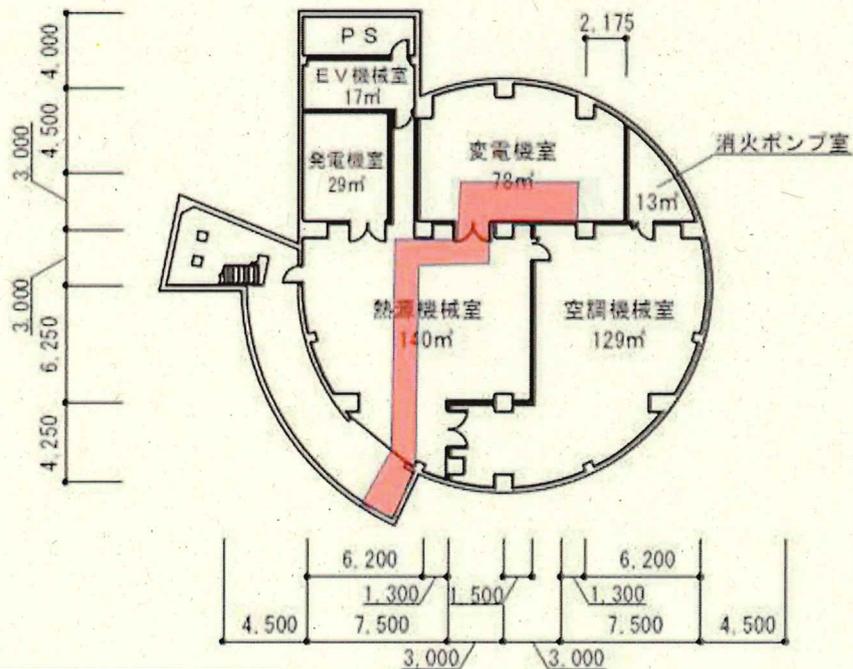


付図1-履行場所(1/3)

展示資料館 1 階及び屋外（平面図）



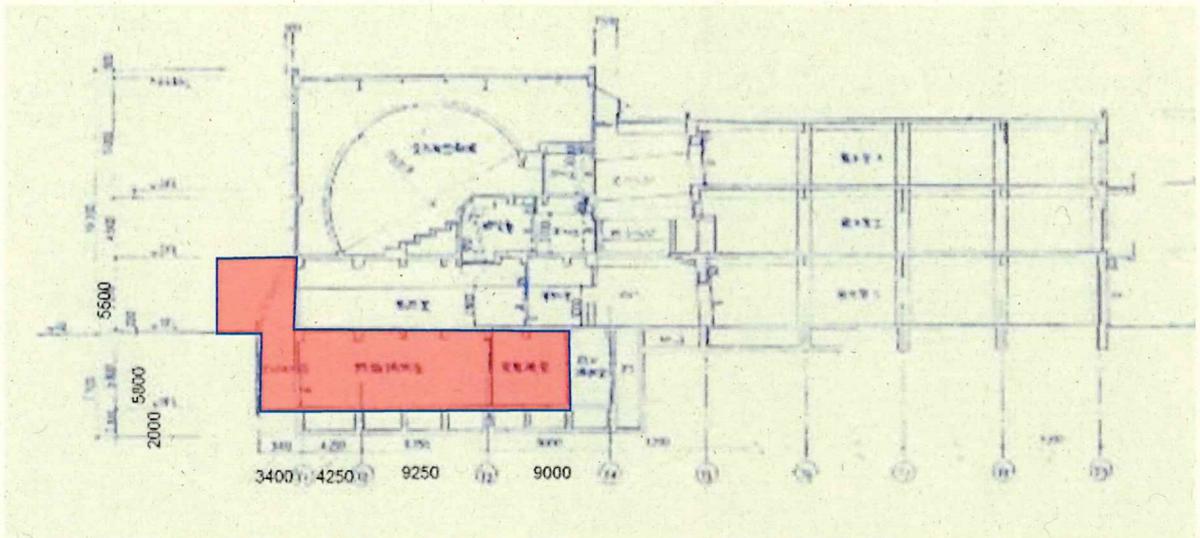
展示資料館地下 1 階（平面図）



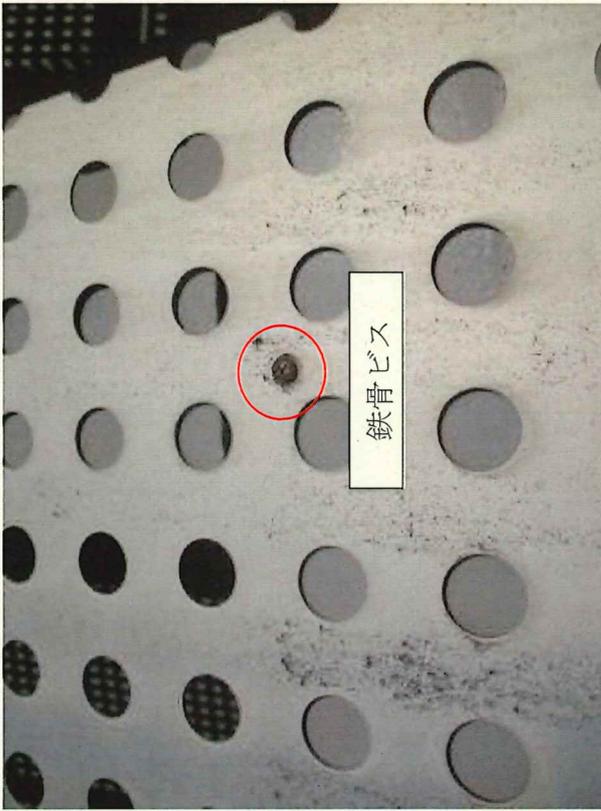
【凡例】
 : 発電機設置場所
 及び電気配線敷設場所

付図 1 - 履行場所 (2 / 3)

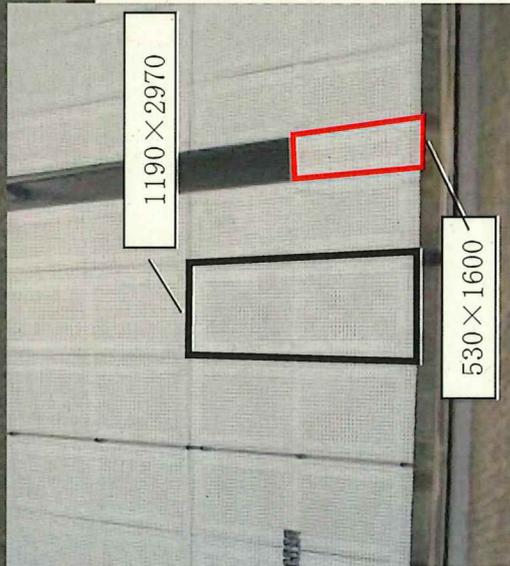
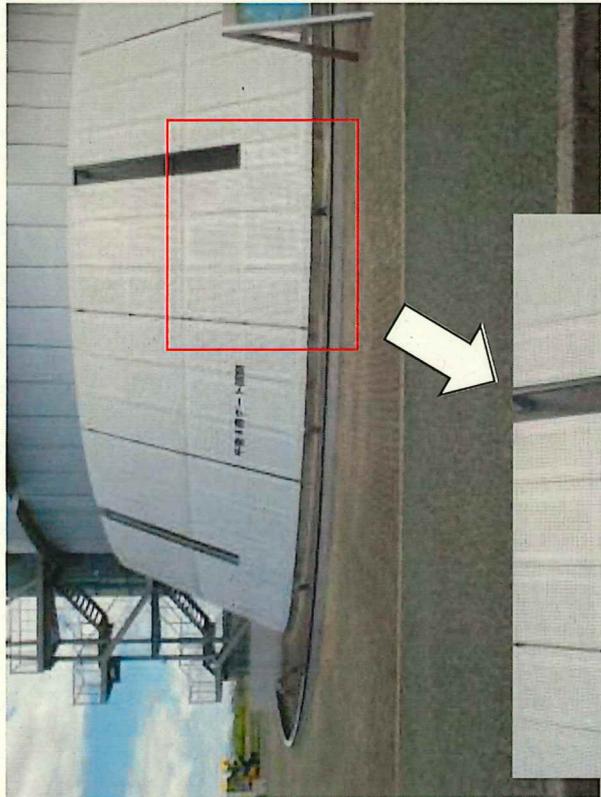
展示資料館（立面図）



【凡例】
■：発電機設置場所
及び電線設置場所



赤線で囲った箇所のアルミパンチングメタルを鉄骨ビス8本取り外すことにより開口部を確保する。
 電気配線を赤線で囲った開口部から電線を通すことができない場合、黒線で囲った箇所のアルミパンチングメタルを鉄骨ビス14本取り外して開口部を確保する。
 電線を通した後、アルミパンチングメタルは、電線が通る隙間を確保した状態で鉄骨ビス又は針金等を用いて仮付けして、来場者がアルミパンチングメタルの内側に入らないようにする。

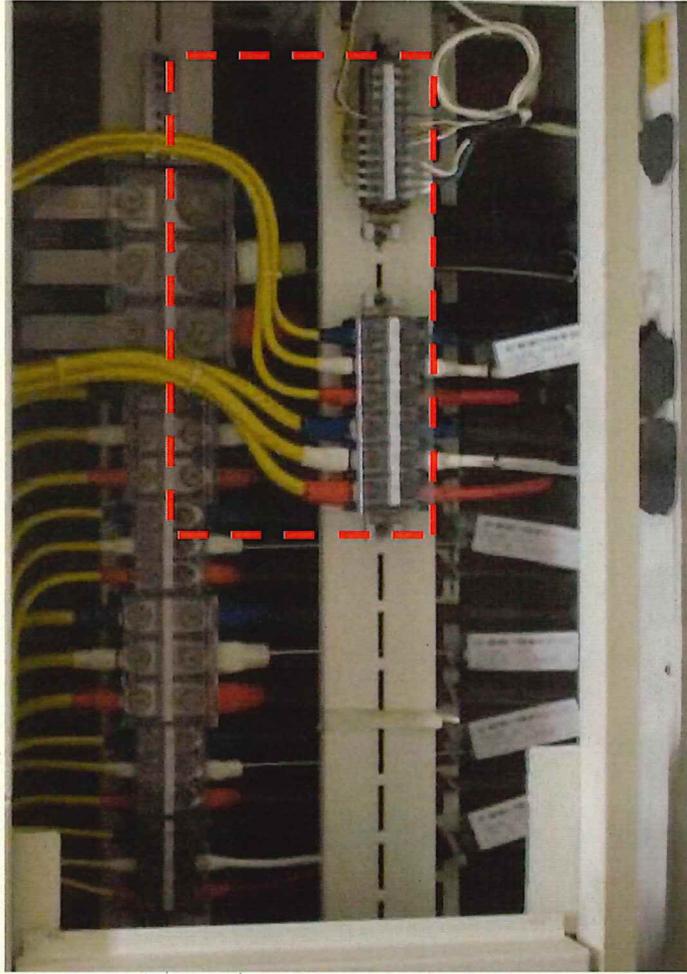


(単位：mm)

付図2ーアルミパンチングメタル取り外しによる電気配線経路の開口部箇所



3相電線のターミナルを取り外し、発動発電機から接続された3相の電線を図に示すターミナルに接続する。
(参考)ターミナルに接続されている電線の太さは、約30mm



付図4-1 電線設置・接続箇所(基準)(2/2)

付表 1 - 作業計画書

1

作業計画書

令和 年 月 日

(提出先)
契約担当官 殿
(監督官気付)

住 所
会 社 名
代表者名

担当者名
連 絡 先

- 1 役務の名称
発動発電機及び電気配線の借上並びに電気配線の敷設
- 2 作業実施期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 工程表
別表第 1 による。
- 4 役務作業者
別表第 2 による。

添付書類： 1 別表第 1 「工程表」
2 別表第 2 「役務作業者名簿」

付表 3 - 役務作業者名簿

別表第 2

役務作業者名簿

一連 番号	(ふりがな) 氏名	生年月日 年 齢	(ふりがな) 現住所	国籍	防衛省勤務 経験の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
注記 一連番号は、必要に応じ追加することができる。					